様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年9月6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きょうでんきこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　協電機工株式会社  （ふりがな）ふじもとまさゆき  （法人の場合）代表者の氏名 藤本　将行  住所　〒860-0834  熊本県熊本市南区江越1丁目29番10号  法人番号　5330001001001  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協電機工株式会社 DX計画 | | 公表日 | 2024　年　6　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協電機工株式会社コーポレートサイト  『DX計画』で公表  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  1．トップメッセージ  3．DXビジョン  3．DXビジョン実現の方向性 | | 記載内容抜粋 | 【トップメッセージ】  社会構造の変化及び現場環境変化のスピードは，あらゆる過去を凌駕しています。  弊社は急速に変化するデジタル時代の中にいます。この変化の波に乗り遅れることなく，むしろ先頭に立って進んでいくために，デジタルトランスフォーメーション（DX）計画を必要としています。  DXを単なる技術の導入に留めずに自身のビジネスプロセス・業務の進め方・更にはお客様との関わり方を根本から変えるものにせねばなりません。そして何よりも新たな価値を創造するためのものです。この事を通して我々は市場での競争力を一層強化して，持続的な成長を実現することを目指さねばなりません。  中期的には技術やルールだけではなく，弊社のスタッフひとりひとりの意識と行動に対する意識改革が必要不可欠です。  全てのスタッフが積極的に新しい技術を学びながら日々のルーティン業務に取り入れて，PDCLAサイクルを互いに協力し合うことで，初めてDXは真の効果を発揮すると考えております。  【DXビジョン】  デジタル技術を活用して業務効率を高めるとともにお客様満足・社員満足を高め　社会貢献を通じて次世代へバトンを繋げる  （次世代に持続可能な価値を提供することを目指す）  【DXビジョン実現の方向性】  戦略①デジタル化で業務効率を上げる  戦略②データの分析と活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認後、公表媒体にて記載されている内容です |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協電機工株式会社 DX計画 | | 公表日 | 2024　年　6　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX計画  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  4．DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 1. デジタル化で業務効率を上げる   ▽APIを利用し既存業務や専用ソフトとの連携を行い、業務システムの全体最適を図る 業務改善・業務分析のスキルアップにつながり、効率化することで働き方改革を進め働きやすい環境を作る。  ①－１工事原価のリアルタイム把握   1. －２原価管理ソフトのスマホ対応   ①－３残業時間の把握と分析   1. データの分析と活用   ▽全体最適されたシステムを活用し、施工現場や営業現場でお客様視点に立ったアプローチを行いお客様満足・収益アップを図る。  ②－１sansanを営業ツールとして活用  ②－２Looker Studioで分析を可視化し、営業支援ツールとして活用する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認後、公表媒体にて記載されている内容です |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX計画  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  5．DX推進体制の構築  6．人材育成 | | 記載内容抜粋 | 5．DX推進体制の構築  ・代表取締役直轄の『DX推進委員会』を新設し、組織を横断して各戦略の実行を推進する  ・各部からDX推進担当を選抜し、各戦略の実行体制を構築する  ・ITベンダー等の外部機関と連携・協業することにより、外部のノウハウを社内に取り込む  6.人材育成  ・IT資格取得に関する報奨金・資格給制度の拡大  ・社内のセキュリティ意識の向上に向けた社内勉強会の開催  ・業務システムの保守管理・セキュリティマネジメントができる人材の育成  ・ITベンダーや外部機関と連携しながら、デジタルツール活用に向けた社内外研修や勉強会を開催 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX計画  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  7．IT環境整備 | | 記載内容抜粋 | ・各自で保存しているデータを社内ルールを作成し、Googleドライブに一元管理する  ・システムロードマップに則した計画的なシステムの導入  ・データ分析に必要なソフトウェアの選定と導入  ・効率化を図るため、古くなったハードウェアをハイスペック機器に取替る |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協電機工株式会社 DX計画 | | 公表日 | 2024　年　6　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 協電機工㈱DX計画  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  8．成果指標 | | 記載内容抜粋 | 2026年までの成果指標  戦略①デジタル化で業務効率を上げる  ①－１工事原価のリアルタイム把握  【指標】更新の速度アップ・更新担当者の増員  （73期対比）  ①－２原価管理ソフトのスマホ対応  【指標】工事原価率の削減（73期対比）  ①－３残業時間の把握と分析  【指標】Looker Studioで可視化、残業時間の削減  （73期対比）  戦略②データの分析と活用  ②－１sansanを営業ツールとして活用  【指標】sansanを使用してDM送信  ②－２Looker Studioで分析を可視化し、営業支援ツールとして活用する  【指標】設備工事業・リフレ事業共に増収増益  （73期対比） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　6　月　30　日 | | 発信方法 | DX計画  URL：<https://www.kyoden-kiko.co.jp/dx>  1．トップメッセージ  今後は推進状況等を弊社コーポレートサイトやSNSで情報を発信していく | | 発信内容 | 社会構造の変化及び現場環境変化のスピードは，あらゆる過去を凌駕しています。  弊社は急速に変化するデジタル時代の中にいます。この変化の波に乗り遅れることなく，むしろ先頭に立って進んでいくために，デジタルトランスフォーメーション（DX）計画を必要としています。  DXを単なる技術の導入に留めずに自身のビジネスプロセス・業務の進め方・更にはお客様との関わり方を根本から変えるものにせねばなりません。そして何よりも新たな価値を創造するためのものです。この事を通して我々は市場での競争力を一層強化して，持続的な成長を実現することを目指さねばなりません。  中期的には技術やルールだけではなく，弊社のスタッフひとりひとりの意識と行動に対する意識改革が必要不可欠です。  全てのスタッフが積極的に新しい技術を学びながら日々のルーティン業務に取り入れて，PDCLAサイクルを互いに協力し合うことで，初めてDXは真の効果を発揮すると考えております。  お客様にはより良いサービスを提供します。そして我々自身も成長し続ける企業となることが必要です。  この変革の道のりは簡単ではありませんが自分たちが一丸となって取り組むことで，必ずや成功を収めることができると確信しています。  協電機工株式会社　代表取締役　藤本将行 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年4月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断 フォーマットver2.4を使用して課題を把握、自己診断結果は自己診断結果入力サイトにアップロードしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 2024年4月30日に情報セキュリティ基本方針を策定、2024年6月に社内にて発表、2024年7月にコーポレートサイトにて公表。また、同時にSECURITY ACTIONの2つ星を自己宣言をしました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。